

3.くらし・住まい



生活保護

さまざまな事情で生活に困っている方に対して、経済的に足りないところを補うことで生活を保障し、自分の力やほかの方法で生活できるよう手助けする制度です



どのような状況のときに生活保護を受けられるの？

次のような状況で生活に困っている方をご相談ください。

- ・働けない、または働いていてもその収入で生活することが難しい。
- ・年金、手当などの社会保障給付だけで生活することが難しい。
- ・扶養義務者からの援助を受けられない、または援助だけでは生活することが難しい。

申請から原則14日以内に決定します

生活保護を受けられるかどうかはどのように決まるの？

- (1) お住まいの地域の各総合支所生活支援課に相談し、申請します。
- (2) 地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問などをして、生活の状況や保護に該当するかどうかを確認します。
- (3) 確認した内容などをふまえ、厚生労働大臣が定めた基準をもとに計算した世帯の最低生活費と収入を比べて、保護が必要かどうかを決定します。

生活保護は日本国憲法で保障されている国民の権利です。要件を満たす限り、誰でも平等に受けることができ、最低限度の生活が保障されています。生活保護を必要とする可能性はだれにでもあるので、ためらわずにご相談ください。



世田谷区 生活保護



お問い合わせ

各総合支所生活支援課
(連絡先はP38~39)